



彼岸花

両澤忠一郎



編集 発行人  
税 理 士  
**両澤 忠一郎**

〒384-2202  
長野県佐久市望月16番地1  
TEL 0267-53-2400

9月の税務と労務

- 国 税 / 8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 10月1日
- 国 税 / 1月決算法人の中間申告 10月1日
- 国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月1日



9月

(長月) September

17日・敬老の日 23日・秋分の日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
| .  | .  | .  | .  | .  | .  | 1  |
| 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  |
| 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | .  | .  | .  | .  | .  | .  |

再チャレンジ支援

現在はフリーターだけど正社員として働きたい、事業に失敗したが再起したい等、人生の各段階で多様な機会が与えられ何度でも挑戦できるような仕組みを推進する政府の支援策。30~40歳程度の人にも国家公務員への就職機会が提供され、税務職についても試験を経て全国で50人ほどが来年4月から採用される予定です。

ワンポイント

# 税制改正で適用期限が

## 延長されたもの

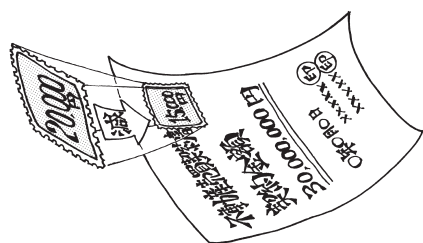
税制改正においては、創設されたものや重要な変更があったものにとかく目が行きがちですが、適用期限のある制度が延長となった場合も見逃さないポイントです。今回は、平成十九年度税制改正で期限が延長された重要事項について整理してみます。

### 1 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例

平成九年度税制改正において、住宅・土地取引等の活性化を図るとともに、景気対策にも資するとの観点から、二年間の措置として創設されましたが、平成十一年度、十三年度、十五年度、十七年度、十九年度とそれぞれ二年間の延長を繰り返してきています。

この特例措置の内容は、適用期限内に作成される不動産の譲渡に

関する契約書又は請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されたものに限られます。）のうち、その契約書に記載された契約金額が一千万円を超えるものについては、その印紙税額を二五%から一〇%の割合で軽減するというものです（図表1）。



【図表1】印紙税の特例

| 記載された契約金額         | 軽減税率  | 本則税率 | 軽減割合 |
|-------------------|-------|------|------|
| 1,000万円超5,000万円以下 | 1万5千円 | 2万円  | 25%  |
| 5,000万円超1億円以下     | 4万5千円 | 6万円  | 25%  |
| 1億円超5億円以下         | 8万円   | 10万円 | 20%  |
| 5億円超10億円以下        | 18万円  | 20万円 | 10%  |
| 10億円超50億円以下       | 36万円  | 40万円 | 10%  |
| 50億円超             | 54万円  | 60万円 | 10%  |

【図表2】対象となる特定中小会社

特定新規中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)

| 設立後経過年数  | 改正前要件                 | 改正後要件(追加)                                   |
|----------|-----------------------|---|
| 1年未満     | 研究者が2人以上かつ全従業員等の10%以上 | 改正前要件を満たさない場合でも、開発者が2人以上かつ全従業員等の10%以上であれば対象 |
| 1年以上2年未満 | 試験研究費等が売上高の3%超        | 同上  |
| 2年以上5年未満 | 同上                    | 改正前要件を満たさない場合でも売上高成長率が25%以上であれば対象           |

\*「開発者」とは、商品・サービス等の企画者・開発者、マーケティング担当者等です。

\*「売上高成長率」とは、前々期の売上高に対する前期の売上高の伸び率、または設立第1期から前期までの売上高の平均伸び率です。

\*特定新規中小企業者についての確認手続きについて、投資を受けたつど確認を受ける方法に加えて毎年度事前に確認を受ける方法が追加されました。

特定地域再生事業会社(地域再生法)

|        | 改正前         | 改正後         |
|--------|-------------|-------------|
| 従業員数要件 | 常時雇用者数20人以上 | 常時雇用者数10人以上 |

### 2 エンジェル税制

エンジェル税制は、ベンチャー企業(特定中小会社)に対する投資により取得した株式を売却した場合、その譲渡益の二分の一のみを課税対象とする等の特例が適用される制度ですが、対象となる特定中小会社の要件が図表2のように緩和され、適用期限が延長されています。

【図表3】適用期限が延長されたもの( 主要な見直し )

| 項目                             | 内容   | 適用期限                                   |
|--------------------------------|--|--|
| 1 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例   | 適用期限が2年延長されています。   | 平成21年<br>3月31日まで                       |
| 2 エンジェル税制の拡充                   | 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例の適用期限が2年延長されています。   | 平成21年<br>3月31日まで                       |
| 3 中小企業等基盤強化税制の見直し              | 「中小企業地域資源活用促進法」に規定する認定計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者で確認を受けたものが取得等をする一定の機械装置が対象に追加された上、適用期限が2年延長されています。               | 平成21年<br>3月31日まで                       |
| 4 上場株式等の配当等に係る軽減税率             | 7%(他に地方税分3%)の軽減税率の特例の適用期限が1年延長されています。  | 平成21年<br>3月31日まで                       |
| 5 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率           | 7%(他に地方税分3%)の軽減税率の特例の適用期限が1年延長されています。  | 平成20年<br>12月31日まで                      |
| 6 特定の居住用財産の買換え・交換の場合の長期譲渡所得の特例 | 買換え資産である家屋の床面積要件の上限(改正前280㎡)を撤廃した上、適用期限が3年延長されています。  | 平成19年<br>4月1日以後より<br>平成21年<br>12月31日まで |
| 7 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等     | 適用期限が3年延長されています。   | 平成21年<br>12月31日まで                      |
| 8 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等           | 適用期限が3年延長されています。   | 平成21年<br>12月31日まで                      |
| 9 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例          | 長期所有の土地・建物等から国内にある土地・建物、機械装置等への買換えの適用期限が2年延長されています。  | 平成20年<br>12月31日まで                      |
| 10 特定住宅地造成事業等のための土地等の譲渡        | 特定住宅地造成事業等のための土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限が2年延長されています。                           | 平成20年<br>12月31日まで                      |
| 11 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度       | 適用期限が2年延長されています。   | 平成21年<br>3月31日まで                       |
| 12 優良賃貸住宅等の割増償却制度              | 改良優良賃貸住宅に係る措置を除外するとともに、高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置に係る割増償却率を36%(耐用年数35年以上であるものについては50%)から28%(同40%)に引き下げた上、適用期限が2年延長されています。 | 平成21年<br>3月31日まで                       |

## 給与所得者が受ける支度金

**Q** 当社は、新たな製品開発にむけ、開発部門を拡充すべく、支度金500万円を支払うことを条件に、他社の研究員を当社へ入社させました。この場合の支度金の取扱いについて教えて下さい。

**A** 貴社が支払う支度金は、報酬・料金（契約金）として、所得税の源泉徴収が必要とされます。

一定の者のために役務提供を約することにより一時に支払われる契約金については、その支払をする者は、支払金額の10%（支払金額が100万円を超える場合には、その超える部分については20%）の源泉徴収をする必要があります。

この契約金には、役務の提供の対価が給与とされる者がその役務の提供契約を締結する際に支払を受けるものも含まれ、支度金、移

転料その他のいずれの名義をもって支払をするかどうかを問いません。ただし、給与所得者の就職に伴う転居のための費用で、他の契約と明確に区分して支払われ、かつ、通常必要と認められるものについては、非課税として取り扱われます。

また、研究員の受けた支度金は、転居のための費用で非課税になる部分を除き、雑所得として課税されます。

この際、研究員は確定申告を要しますが、その受けた支度金については、臨時所得に該当し、平均課税の適用を受けることができる場合があります。

そして、貴社が支払う支度金については、その支出の効果が将来に及ぶ保証はありませんから、繰延資産には該当せず、支出時に全額損金算入することができます。

最後に消費税についてですが、この支度金は前述のとおり給与等には該当しませんので、課税仕入に該当します。

うか？

長男に贈与税が課されるのでしょうか？

**問**

父は分譲住宅地の購入申込にあたり、その当選確率を上げるため、父と長男の名義で申込をしたところ、長男が当選し、やむを得ず、長男名義で住宅地を購入しました。しかし実際は、その全額を父が負担していますが、長男に贈与税が課されるのでしょうか？

税金  
メモ

**得た場合** 法令によりやむを得ず家族名義とした場合

**答**

家族名義により財産の取得が行われた場合には、原則としてその名義人に贈与税が課されますが、家族名義の不動産の取得等が法令に基づく所有の制限その他これに準ずる真にやむを得ない理由に基づいて行われたもので、その名義の貸借が相互の場合のうえでなされたものであり、かつ、その事実が確認できる場合には贈与はなかったものとして取扱うことができます。

## 月の途中で死亡した 役員報酬

**Q** 当社の専務取締役が今月10日に死亡しましたが、月末には従来どおりの月額報酬を遺族に支払うつもりです。この場合、月額報酬全額を損金とすることができますか。

**A** 役員と法人との関係は、委任契約に基づくものとされています。役員死亡は受任者の責に帰すべきものではありませんが、委任契約の履行の中途終了ですから、一般的には受任者はそのときまでに行った事務処理の割合に応じて報酬の請求ができることと考えられます。しかし、役員報酬は包括的な委任の対価であり、年俸、月俸による報酬限度額を規定することはあっても、日当（日割計算）ということは馴染まないと考えられています。

したがって、ご質問のケースは、過大報酬に該当しない限り報酬全額を損金の額に算入することができます。